

目 次

序 章 アーカイブズ学としての中世古文書学——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——	3
はじめに——アーカイブズ・アーカイブズ学とは——	3
第一節 アーカイブズの整理原則と研究分野——「記録史料管理論」と「記録史料認識論」の統一的把握——	7
第一項 原形態の尊重	8
第二項 原秩序の尊重	10
第三項 原伝存の尊重	12
第四項 中世アーカイブズと「アーカイブズのライフサイクル」	15
第五項 アーカイブズとしての文書とその文字列・非文字列情報——様式論の位置づけ——	16
第六項 記録史料管理論と記録史料認識論	20
第二節 アーカイブズとしての東寺文書——「かさなり」「かたまり」「かたち」と東寺文書——	28
第一項 東寺文書の管理と文書の「かさなり」	28
(1) 寺家文書について (2) 子院文書について (3) 収蔵施設の設置と文書の管理	
第二項 東寺百合文書の整理と文書の「かたまり」	34
(1) 整理の基本方針の策定 (2) 仮目録の作成	
(3) 仮目録から本目録へ——文書の段階的整理—— (4) 中世のままの「かたまり」	
第三項 東寺百合文書の補修と文書の「かたち」	41
(1) 原形態を保存した東寺百合文書 (2) 修理費の節約 (3) 文書の巻物仕立	
第四項 中世東寺の文書管理——アーカイブズとしての「東寺文書」・東寺百合文書——	47
(1) 二つの「かさなり」・二つの信仰形態——「東寺文書」・東寺百合文書と二つの文書管理形態——	

(2) 空の長持と文書の伝存 (3) 東寺文書の管理に関するいくつかの重要な論点

第三節 記録史料学からアーカイブズ学へ……………69

第一項 文献史料学から新しい史料学へ……………69

第二項 新しい史料学から記録史料学へ……………73

(1) 新しい史料学 (2) 新しい史料学と記録史料学

おわりに——アーキビストとアーカイブズ研究者——……………79

第一章 妙蓮寺の近世文書について……………88

第二章 近世の武家書札礼と公帖——南禅寺公帖の形態論的研究——……………114

はじめに……………114

第一節 中世の公帖……………115

第一項 足利將軍の公帖……………115

第二項 足利將軍の公帖の封式……………122

第三項 足利將軍の公帖の書式……………124

第四項 古河公方足利晴氏の公帖……………127

第二節 近世の公帖……………130

第一項 公帖と「天下人」……………130

第二項 豊臣秀吉・秀次の公帖……………131

第三項 徳川家康・秀忠の公帖……………132

第四項 本紙差出書の署名・署判……………133

第五項 封紙ウワ書の差出書と宛書……………144

第六項 封式・書式の固定化……………145

第三節 近世公帖の料紙・花押等の変遷……………146

第一項	料紙について	147
	(1) 料紙の紙質(檀紙) (2) 料紙の厚さ (3) 料紙の大きさ (4) 料紙の縦横の比率	
第二項	花押について——歴代徳川将軍の花押の変遷——	150
	(1) 明朝体の花押 (2) 押野の使用 (3) 花押型の使用	
第三項	文字の配置と墨継ぎについて	157
	(1) 文字の配置 (2) 墨継ぎ	
第四項	宛書の書き方について	158
	(1) 中世文書の宛書の書き方 (2) 中世文書の宛書の高さ (3) 中世文書の宛書の位置	
	(4) 江戸時代の朱印状・公帖の宛書の書き方 (5) 公帖の宛書の高さ	
	むすびにかえて——公帖にみる近世の武家書札礼——	173
第三章	近世の領知判物・朱印状と公帖——室町時代の御判御教書との関連で——	180
	はじめに	180
第一節	朱印状と公帖の形態上の相違点	180
第一項	料紙の折り方	180
第二項	本紙宛書の書き方	181
第三項	封紙ウワ書の書き方	183
第二節	室町時代の御判御教書	187
第三節	御判御教書の二つの形態	191
第一項	御判御教書Aと御判御教書B	191
第二項	御判御教書の料紙の折り方	193
第三項	御判御教書の「包紙」・封紙とそのウワ書	194
第四項	御判御教書の本紙宛書の書き方	195
第五項	御判御教書Bとしての公帖	196

第四節 御判御教書と朱印状・公帖	198
むすびにかえて——朱印状と公帖の同化——	203

第四章 天龍寺の朱印状と公帖——中世古文書学と近世古文書学の継承性に関する試論——	211
はじめに	211

第一節 朱印状の封式——本紙・「包紙」の折り方とその宛名——	214
--------------------------------	-----

第一項 御判御教書A・Bと朱印状・公帖	214
---------------------	-----

第二項 文書の本紙の折り方と豎ノ中折	216
--------------------	-----

(1) 文書の折り方の基本	(2) 公家の公式様文書・下文様文書の折り方
---------------	------------------------

(3) 公家の書札様文書の折り方	(4) 武家の書札様文書の折り方と豎ノ中折
------------------	-----------------------

(5) 室町時代御判御教書の本紙の折り方

第三項 朱印状の「包紙」とその宛名	222
-------------------	-----

(1) 朱印状の「包紙」	(2) 封紙・包紙・「包紙」	(3) 「包紙」の宛名
--------------	----------------	-------------

第四項 朱印状の「包紙」の折り方	234
------------------	-----

第二節 朱印状の書式と文書様式	242
-----------------	-----

第一項 朱印状の書式	242
------------	-----

第二項 朱印状の書式の構成要素——礼の厚薄と文書様式——	245
------------------------------	-----

(1) 書止め文言	(2) 差出書	(3) 宛書	(4) 朱印状の書式と礼の厚薄
-----------	---------	--------	-----------------

(5) 朱印状における書札様文書の書式

第三項 下文様文書としての朱印状	249
------------------	-----

(1) 下文様文書としてのI類	(2) 下文様文書としてのVII類・VIII類・IX類
-----------------	-----------------------------

第三節 公帖の封式	258
-----------	-----

第一項 室町時代の公帖とその封式	259
------------------	-----

第二項 戦国時代の公帖——公帖の書式・形態の確立——	263
----------------------------	-----

第三項	江戸時代の公帖——公帖の書式・形態の完成——	263
第四項	公帖の封紙の折り方	265
第四節	朱印状と公帖の料紙——中世から近世への檀紙——	270
第一項	中世と近世の檀紙の概観	270
	(1) 中世と近世の檀紙 (2) 従来の私見の整理——主として大高檀紙について——	
第二項	公帖の料紙——檀紙の紙質・大きさなどの継承性——	277
	(1) 室町時代公帖の料紙 (2) 戦国時代公帖の料紙 (3) 秀吉・秀次公帖の料紙	
	(4) 家康・秀忠・家光公帖の料紙 (5) 家綱公帖の料紙 (6) 綱吉以降公帖の料紙	
第三項	朱印状の料紙	284
	(1) 寺社宛朱印状の料紙——天龍寺朱印状の料紙—— (2) 大名宛・公家宛朱印状の料紙	
第四項	朱印状と公帖の料紙研究とその課題	287
	(1) 朱印状と公帖の料紙 (2) 朱印状の料紙研究に関する今後の課題	
おわりに		296
補論Ⅰ	殿下と將軍——奉書と檀紙、折紙と豎紙——	305
補論Ⅱ	徳川將軍領判物・朱印状の原点 ——藤井讓治「徳川將軍領朱印状の古文書学的位置」との関連で——	322
補論Ⅲ	古文書学からアーカイブズ学への寸描——史料論・室町幕府文書論——	366
あとがき		385
編年文書目録		395
研究文献索引		401
索引		1

凡例

一 本書では、序章「アーカイブズ学としての中世古文書学——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——」を序章「アーカイブズ学としての中世古文書学」、第一章「妙蓮寺の近世文書について」を第一章「妙蓮寺の近世文書」、第二章「近世の武家書札と公帖——南禅寺公帖の形態論的研究——」を第二章「南禅寺の公帖」、第三章「近世の領知判物・朱印状と公帖——室町時代の御判御教書との関連で——」を第三章「御判御教書と朱印状・公帖」、第四章「天龍寺の朱印状と公帖——中世古文書学と近世古文書学の継承性に関する試論——」を第四章「天龍寺の朱印状と公帖」、補論Ⅰ「殿下と將軍——奉書と檀紙、折紙と堅紙——」を補論Ⅰ「殿下と將軍」、補論Ⅱ「徳川將軍領知判物・朱印状の原点——藤井讓治「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置」との関連で——」を補論Ⅱ「徳川將軍領知判物・朱印状の原点」、補論Ⅲ「古文書学からアーカイブズ学への寸描——史料論・室町幕府文書論——」を補論Ⅲ「古文書学からアーカイブズ学への寸描」と適宜省略することがある。

一 それぞれの論稿を本書に掲載するにあたっては、初出のままを基本としたが、すこし、あるいはある程度加筆・補訂するとともに、本書としての統一をはかったところがある。また、表記・仮名遣いなども本書として統一をはかった。

一 引用論文その他については、現在の書誌データに改めた。本来これらは補註で訂正すべきもので、重要なものは補註を加えたが、軽易なものについては、煩雑になるので本文あるいは註で処理をした。

一 写真・表・挿図などの番号は、序章のものはたとえば「写真1-10」、第一章のものは「写真2-10」、第二章のものは「写真3-10」、第三章のものは「写真4-10」、第四章のものは「写真5-10」、補論Ⅰのものは「写真6-10」、補論Ⅱのものは「写真7-10」とした。

一 文書の写真は、料紙全部を収めることを原則とするが、一部この原則からはずれるものもある。

以上

中世アーカイブズ学序説

序章 アーカイブズ学としての中世古文書学

——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——

アーカイブズ・アーカイブズ学とは

平成十六年（二〇〇四）というのは、わが国アーカイブズ学にとって画期的な年であったと私は考える。同年四月、国立史料館（国文学研究資料館史料館）が人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系と名称をかえ、同五月には日本アーカイブズ学会が設立された。すなわち、アーカイブズ学（アーカイバル・サイエンス）が記録史料学から独立、二一世紀をになう新しい学問として本当の第一歩をふみだした年と位置づけるのである。

アーカイブズ学が記録史料学から独立

史料主義と決別

「アーカイブズ学（アーカイバル・サイエンス）が記録史料学から独立」などといえば、不思議に思われる方も多いと思うが、私は記録史料学から独立するところにアーカイブズ学の本来の姿があると考えているのである。もうすこしいうならば、記録史料学のもつ史料主義と決別するところにアーカイブズ学の本質があると考えている。これは本稿の第一の主題でもあるので、すこし詳しく考えておきたい。

アーカイブズ・アーカイブズ学の訳語としては、一般に記録史料・記録史料学という言葉が用いられている。しかし、私はこれには疑問をもっている。さきに、拙著『中世花押の謎を解く——足利將軍家とその花押——』（山川出版社 二〇〇四年）の「あとがき」でアーカイブズ学に触れたさい、

私はどうも「記録史料」というのは「最適の訳」だけではなく、「適訳」ともいえないと考える。アーカイブズは何があるかわからない無限の可能性を秘めた情報源ではあるが、たんなる「史料」ではないはずである。「史料」といった場合には、どうしても歴史叙述のための史料を連想する（同書三四八頁）。

とした。いまでもこの考え方はかわっていない。そこで、まずアーカイブズという言葉について考えてみよう。はやくアーカイブズ・アーキビストという言葉を使われたのは安澤秀一氏だと思う。氏は、

安澤秀一氏

文書 Archives という言葉は恒久的な価値をもつ非現用記録をさすが、またそうした記録を保存する史料保存施設、つまりそうした記録を管理することに責任を負う部局を意味する使い方もある（同「記録／文書管理促進企画 RAMP」〔同『史料館・文書館学への道——記録・文書をどう残すか——』（吉川弘文館 一九八五年）六一頁）。

といわれる。ここではアーカイブズ＝文書とされているのである。

アーカイブズの古典的な定義としてよく引用されるものに、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』（大阪大学出版会 一九九七年）の「史料 (archives)」の解説として、

個人または組織がその活動のなかで作成または収受し、蓄積した資料で、継続的に利用する価値があるので保存されたもの。記録史料（同書六五頁）。

がある。このような変遷をへて、最近では安藤正人氏は、

よく知られてきているようにアーカイブズには二つの意味がある。過去の古文書・古記録から近年の公文書・企業文書・映像記録・電子記録などまで、時代や媒体に関わらずさまざまな組織が生み出す一次的な記録情報資源という意味と、それらの記録情報資源を保存公開するための文書館・公文書館システムという意味の二つである。そして、この二つの意味におけるアーカイブズを支える学問的基盤がアーカイブズ学 archive science（記録史料学）だ（同「（時評）二一世紀日本の歴史情報資源とアーカイブズ——大学共同利用機関の再編統合問題に寄せて——」（『歴史学研究』七六一号 二〇〇二年）五五頁）。

アーカイブズとは
一次的な記録情報資源

とされる。これは現段階におけるアーカイブズに対するもつとも適切な定義と考える。このアーカイブズの二つの意味のうち、「文書館云々」ということをしばらくおく^①とすると、アーカイブズとは「時代や媒体に関わらずさまざまな組織が生み出す一次的な記録情報資源」ということである。私はこれに「個人」を加えたいと思うが——安藤氏は別のところでは「個人」にも触れられている——、アーカイブズとは「時代や媒体に関わらずさまざまな個人や組織が生み出す一次的な記録情報資源」である。ここには歴史叙述・歴史学を前提とした言葉はまったくみられない。史料主義とは無関係に、アーカイブズそれ自身独立した範疇としてとらえられているのである。本稿では、これをアーカイブズに関する基本的な考え方とする。

史料主義との決別

これを支える思想は、前述のように私は史料主義との決別だと思う。安藤氏は、

文書とは

大藤修氏

そもそも文書というものは、別に歴史家だけのために存在しているのではない。いわば人類共有の遺産としてあらゆる人々のさまざまな利用のために保存されているのである。つまり、保存される文書にとって、歴史学研究の素材・史料としての価値は、重要な属性の一つに違いないが、あくまでひとつの属性に過ぎない（同「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」（大藤修・安藤正人著『史料保存と文書館学』（吉川弘文館 一九八六年 初出は一九八五年）二八七頁 傍点は原文のまま）。

また大藤修氏は、

史料とはそもそも何であろうか。筆者はかつて次のように定義したことがある。「この世に生を享けた人間の存在と、その活動を証す、すべての歴史的情報資源」と。

歴史研究者は史料を歴史研究の材料と定義するのが通例である。しかし、過去の情報資源は、単に歴史研究の材料たるにとどまらず、様々な利用価値を有している。これを地域住民、国民、さらには人類の共有の文化遺産として保存し、研究者だけでなく一般の市民にも様々な形で利用に供し、社会・文化の発展に役立てる、というのが史料保存の基本理念である。

筆者も歴史研究に携わる者の端くれとして、かつては歴史研究の材料という史料の定義に疑念を抱かかった。だが、史料保存に従事するようになり、史料保存はたして歴史研究のためのみに必要なのか、もっと広い意義を持っているのではないかと考えるようになった。そして、史料保存の意義を普遍化していくためには、史料の定義そのものも普遍的な観点から行う必要があるのではないかと考え、先のように定義してみた次第である（同「史料と記録史料学」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』（岩田書店 二〇〇三年 初出は一九九〇年）三三二頁）。

歴史叙述のためにのみ存在しているのではない
保坂裕興氏

といわれる。いずれも文書・史料などは歴史叙述のためにのみ存在しているのではないといわれる。さらに保坂裕興氏は、

記録史料学は、未成熟ではあるが、史料の保存利用の思想と技術に関する体系的な学問であり、「歴史研究のための」という地点から立ち上がった史料学・史料論とは異質な原理に貫かれている（同「記録史料学と史料論について」（前記『日本のアーカイブズ論』所収 初出は一九九七年）三六〇頁）。

記録史料学は、研究者が歴史研究を進めるための史料学ではなく、歴史学が包摂しきれないところに中核

を形成する、人類をユーザーとするところの史料論の体系なのである（同三六一頁）。といわれる。記録史料学は「歴史研究のため」の史料学とは異質のものとされる。記録史料・記録史料学は歴史叙述・歴史研究とは別であるという考え方である。

たしかに、現在アーカイブズ・アーカイブズ学を論ぜられる方は、その多くは歴史研究者であろう。また、さきの『文書館用語集』の規定にもみられるように、アーカイブズⅡ記録史料、アーカイブズ学Ⅱ記録史料学ということが完全に定着している。現在ではもはや「史料」の意味するところとは関係なく、いわば固有名詞として一般にアーカイブズⅡ記録史料、アーカイブズ学Ⅱ記録史料学とされているのである。

歴史叙述・史料主義と決別

たびたびいうように、私はアーカイブズ学は歴史叙述・史料主義と決別するところからはじまると考えている。ただ、誤解をとくために一言すると、アーカイブズ学は歴史学とはちがった研究対象・方法・目的をもった新しい学問で、それが本来の意味の自立をとげるためには、いったん歴史学との決別が必要だというのである。私は史料主義を非難し、またアーカイブズ学が歴史学と提携し、その研究成果を歴史叙述に利用することに異議を申し立てているのではない。アーカイブズ学の展開とは関係なく、伝統的な歴史学の存在価値は微動だにするものではない。ただ学問の研究領域としては、相かさなる部分があるとしても、アーカイブズ学と歴史学はそれぞれの独立した学問であるということを確認しておきたいのである。

アーカイブズ学と歴史学はそれぞれ
の独立した学問

記録史料・記録史料学という言葉は再
検討を

かくして、アーカイブズ学が新しい学問としてその存在を主張するためには、そしてさきに何人かの方たちの文章を引用したように、歴史叙述・歴史研究とは別であるということをはっきりさせるためには、あるいは小さいことではあるかもしれないが、記録史料・記録史料学という言葉を再検討してみる必要があるのではなかろうか。⁽²⁾ ちょうど国立史料館がアーカイブズ研究系と名称をかせ、アーカイブズ学会が設立されたのが、まさに絶好のチャンスではなかろうか。あるいはピント外れのことかもしれないが、私の日頃からの感想である。

註

(1) 安藤氏の規定にもみえるように、アーカイブズには文書館・公文書館などという意味もある。しかし、本稿では特別の場合を除いて、アーカイブズは「もの」としての「時代や媒体に関わらずさまざまな個人や組織体が生み出す一次的な記録情報資源」という意味に用いることにする。

(2) 以上のように、私はアーカイブズ・アーカイブズ学を記録史料・記録史料学というのは適當ではないと考える。た

しかに安藤正人氏は、

「史料」は、狭い意味の歴史学の研究材料に限定せず、歴史認識のもととなる素材という広義にとらえておきたい（同「記録史料学の課題」（同『記録史料学と現代——アーカイブズの科学をめざして——』（吉川弘文館 一九九八年 初出は一九九五年）（二二頁）。

と「史料」を定義づけられるが、できうればそのような限定をつけずにわかりやすい方がよい。そこで、本稿ではできるだけアーカイブズ・アーカイブズ学を用いるが、簡単に代置しえない場合には記録史料・記録史料学を使うこともある。私は「記録史料」にかわる言葉を提示するような立場ではないので、学界で十分に議論をつくして適当な言葉を考えていただけると有難い。

なお、青山英幸氏は同『アーカイブズとアーカイバル・サイエンス——歴史的背景と課題——』（岩田書院 二〇〇四年）の「はじめに」で、その理由は示されないが、

従来筆者が表記してきた「文書館学」や「記録史料学」に換えて、本来的な「アーカイバル・サイエンス」を表記することとした（同書四頁）。

とされる。

第一節 アーカイブズの整理原則と研究分野

——「記録史料管理論」と「記録史料認識論」の統一的把握——

一次的記録情報資源
「かたち」「かたまり」「かさなり」の
総体

いまいったように、アーカイブズは「一次的記録情報資源」「生のもの」であるから、それは「もの」としてすなわちⅠ「かたち」、Ⅱ「かたまり」、Ⅲ「かさなり」の総体として把握されるべきものだと考える。たまたま「か」が三つかさなったが、この点については以下で漸次説明をしてゆくことにする。「もの」を研究対象とするアーカイブズ学は、「もの」としてのアーカイブズをⅠ「かたち」、Ⅱ「かたまり」、Ⅲ「かさなり」の三次元においてその本質を明らかにする学問だと規定したい。

アーカイブズ学のアーカイブズ整理の原則として、出所原則と原秩序尊重の原則ということがよくいわれる。これは欧米文書館学（アーカイブズ学）の理論から学んだものであるが、現在わが国アーカイブズ学の基本原則となっている。そして、これはたんにアーカイブズ整理の原則だけではなく、アーカイブズ学の基本的命題だと考える。⁽²⁾

しかし、わが国の中世アーカイブズ整理の立場からすると、アーカイブズ整理の原則としては出所原則と原秩

出所原則と原秩序尊重の原則

あとがき

一

アーカイブズ学は、一九八〇年代にはじめてわが国に紹介された新しい学問である。

本書は、アーカイブズ学としての中世古文書学の学問的体系化をめざす最初の試みとして執筆したものである。アーカイブズ学といえば、アーカイブズすなわち「時代や媒体に関わらずさまざまな個人や組織体が生み出す一次的な記録情報資源」を研究する学問で、本来は古代から近現代まで一貫した理念で把握されるべきものは考えている。しかし、アーカイブズ学ということに関していうと、現在は近世史あるいは近現代史研究の専有物であるかに考えられていて、古代史研究・中世史研究の分野ではまったく無縁の存在だというのが現状である。そして、近世史研究では近世史研究で、近現代史研究は近現代史研究で、それぞれに独自の研究はこなわれているが、両者の間には大きな断絶があり、統一的な把握というにはまだまだほど遠いというのが実状ではなからうか。しかし、アーカイブズ学としては、それをこえて「一次的記録情報資源」として一貫した理念で把握されるべきものと私は考えている。

中世史研究と近世史研究の場合も同じである。中世古文書学と近世古文書学は伝統的に異質なものとして論じられてきた。ほとんど接点はない。現在、両者の研究の方法には共通性はみられない。しかし、中世古文書学の場合、様式論というきわめて矮小化された強固な枠組をとりはらって——現在古文書学の常道として講義されている様式論は、アーカイブズ学としての古文書学の立場からはきわめて矮小化されたものであることは、本書の序章第一節第五項「アーカイブズとしての文書とその文字列・非文字列情報——様式論の位置づけ——」でそれなりに私見を述べておいた——、文書をたんに「文字資料」としてではなく、「もの」「アーカイブズ」とて、「かたち」「かたまり」「かさなり」の総体としてとらえなおすならば、両者共通の基盤で議論が可能となるのではな

かろうか。

事実、近世史の大藤修氏からは、文書管理史の研究には形態論の研究が必須のものだという指摘がある（本書二三頁）。文書管理史の研究といえば、文書の「かたまり」「かさなり」に関する研究であるが、その基礎としては、「かたち」の研究がどうしても必要なのである。これが、アーカイブズ学としての古文書学であろう。要するに、アーカイブズ学・アーカイブズ学としての古文書学は、従来の歴史学・古文書学の常識に根本的な再検討をせまるものだと考える。

二

このような基本的視角から、本書では、本論の四編で、中世アーカイブズ学研究として文書を「もの」とみるいう立場から、主として室町時代の御判御教書と江戸時代の朱印状・公帖の共通性・連続性について論じた。これは、たんに室町時代の御判御教書と江戸時代の朱印状・公帖を論じたというだけではなく、アーカイブズ・アーカイブズ学は古代から近現代にいたるまでのアーカイブズを、「一次的記録情報資源」として一貫した理念で把握すべきものという基本的な研究視角によるものである。

ただ、四編の本論を執筆したのは、たしかに「もの」「もの」とはいつていたが、まだまったくアーカイブズ学などというものをしらなかった段階からのものであるから、それほど純化されたものではないが、アーカイブズ学としての中世古文書学への道程の一つとしてお読みいただきたい。これについては、本書の補論Ⅱ「徳川將軍領知判物・朱印状の原点——藤井讓治「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置」との関連で——」の「まとめに代えて——アーカイブズ学としての朱印状研究の基本的姿勢——」の最後の方で、

私は、アーカイブズ学としての古文書学の研究姿勢は、アーカイブズとしての古文書を、古代から近現代まで一貫した原理で把握することだ考えている。現状では、夢物語に近いものであることは十分に承知しているが、安易にそれに妥協して、「単線的思考」にもとづいて意識的に小さい時代の枠に閉じこめるのではなく、可能なものについてはいかほど些細なことであっても、可能性を追求する態度だけは堅持したいと考えるのである。その願ってもない材料が御判御教書と朱印状・公帖である（本書三五八頁）。

といているのが、本書の「まとめ」の言葉としても適当なのではないかと考える。

そして、これを論理的に支えるために、序章として「アーカイブズ学としての中世古文書学——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——」を配して、私なりのアーカイブズ学としての中世古文書学のデッサンを示した。私は、アーカイブズとは、さきに述べた安藤正人氏の規定にしたがって、

過去の古文書・古記録から近年の公文書・企業文書・映像記録・電子記録などまで、時代や媒体に関わらずさまざまな個人や組織体が生み出す一次的な記録情報資源（本書四頁）。

とするのが適当だと考えるが、ここには古代だ中世だ、また近世だ近代だ現代だなどという垣根はまったくみられない。古代から現代にいたるまで一貫した理念である。これがアーカイブズ学の出発点だと思う。

もちろん、はじめからそのような確たる考え方があったのではない。しかし、中世・近世をつうじて最高の権威を有した御判御教書と朱印状・公帖を、いろんな観点からみているうちに、大きな垣根Ⅱ断絶があると考えていた両者に、広く「ものⅡアーカイブズ」としてみると、意外と親近性・継承性のあることがわかった。その成果が本論の第一章「妙蓮寺の近世文書について」、第二章「近世の武家書札礼と公帖——南禅寺公帖の形態論的研究——」、第三章「近世の領知判物・朱印状と公帖——室町時代の御判御教書との関連で——」、それに第四章「天龍寺の朱印状と公帖——中世古文書学と近世古文書学の継承性に関する試論——」の初出論文である。

二

第一章の妙蓮寺の朱印状に関する初出稿は昭和五十七年（一九八二）の執筆で、本書のもっとも初期の論文である。ここでは、まず江戸時代の朱印状に着目をした。私の朱印状研究はこのような幼稚な段階から出発しているのである。

ついで、南禅寺の公帖をとりあげたのが第二章である。南禅寺には公帖二五三通が蔵せられており、公帖の研究にはもっとも恵まれた寺院の一つである。しかも、公帖という名称自身中世から近世へと一貫しており、中世・近世をひとまとめにして研究するにはこの上もない条件に恵まれている。ここで、公帖の書式をはじめ、料紙・封式・花押・朱印などについてじっくり検討できた。

その上で、御判御教書も含めて朱印状・公帖の幕府文書を全体として検討したのが第三章である。中世・近世をつうじて幕府最高の公文書たる室町時代の御判御教書と江戸時代の朱印状・公帖についてその形態上の継承性

を十分に確認した。その後、さらに天龍寺の文書を調査させていただいたので、実際の御判御教書・朱印状・公帖について改めて確認したのが第四章の初出稿である。

これ以外にも、ときにおうじているんな文書を拝見させていただいたが、中世文書を主たる研究目的とする私の場合にも、結構朱印状をみることができた。その一部は本書の補論Ⅰ「殿下と將軍——奉書と檀紙、折紙と豎紙——」の表6-1に示すごとくである。これは豊臣秀吉の朱印状だけであるが、中世史が主たる研究分野である私の文書の調査記録にもこれだけの文書の調書が残っているのである。中世史研究者にとっても、いかに朱印状が身近なものであるかがわかる。

四

しかし、道はそれほど平坦なものではなかった。藤井讓治氏から「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置——室町將軍御判御教書との関連で——」（『古文書研究』五九号 二〇〇四年）で、全面的な反論がだされた。これにはたいへん恐れいった。何しろ、近世史研究の第一人者の真つ正面から批判である。いちじは完全に自信を失いかけたが、よく考えてみれば、それは「思いつき」程度の批判で、私が朱印状と不可分一体のものとして論じた公帖を完全に捨象している。そして、主題である朱印状自身、武家宛のものは別として、公家や寺社を含めた朱印状の全体をそれほど詳しく検討したものでもない。ましてや、御判御教書をみずからの手で具体的に研究したものではないというきわめて安易なものであることがわかった。

とはいえ、近世史研究の「大御所」の発言である。近世史研究者からは、それに対する批判的な言葉などではずがない。その評価そのままが、固定化するのには必定である。そこで、さきに発表した「天龍寺の朱印状と公帖」（初出稿）を大幅に増補して本書の第四章「天龍寺の朱印状と公帖——中世古文書学と近世古文書学の継承性に関する試論——」とした。さらにそれを補強するため、国立公文書館内閣文庫所蔵の「徳川家判物并朱黒印」、また埼玉県立文書館や久能山東照宮の「I類」の朱印状を研究させていただいた。その成果がさきにすこし触れた補論Ⅱ「徳川將軍家領知判物・朱印状の原点——藤井讓治「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置」との関連で——」である。この二つの論稿で、改めて室町時代の御判御教書と江戸時代の朱印状・公帖の継承性を確認した。要するに、藤井論文に代表される中世と近世を断絶とみる考え方に対して、アーカイブズ学の立場か

らその継承性、広くいえばアーカイブズとしての継承性を確認したのが本書の本論であり補論である。

五

これと平行して、当然確定すべき課題として「アーカイブズ・アーカイブズ学とは」という大きな問題がある。アーカイブズ・アーカイブズ学を論ずるからには、当然まずきつちりと整理すべき問題である。アーカイブズ学としての理論的武装である。幸い、日本アーカイブズ学会の平成十八年（二〇〇六）の大会で「東寺百合文書からアーカイブズ学へ——中世アーカイブズ学への思い——」なる記念講演の機会が与えられた。粗っぽいものではあるが、中世アーカイブズ学へのデッサンはできたのではないかと思う。それを整理しなおしたのが、本書の序章「アーカイブズ学としての中世古文書学——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——」である。

この序章についてすこし具体的に述べると、まず「はじめに」と第一節「アーカイブズの整理原則と研究分野——「記録史料管理論」と「記録史料認識論」の統一的把握——」では、わが国の近代的な古文書学は、その成立以来、「史学の右腕」としての役割をはたしてきた。それを代表するものが様式論である。しかし、古文書学は「史学の右腕」＝歴史学の補助学ではなく——もうすこしいうならば、文書を「文字資料」ととらえるのではなく——、独自の研究目的をもった学問として論ずべきものである。すなわち、文書をたんに「史料」としてではなく、文書そのもの＝「もの」としてみる学問である。事実、文書はある意志を伝達するために作成された「もの」であって、決して「文字資料」として作成されたものではない。この余りにも当然の事実を忘れて、文字面だけに没入し、「史学の右腕」だ、様式論だといってきたのがこれまでの歴史学であり古文書学であった。

この文書を「もの」とみる立場に立つならば、それを「かたち」（形態＝個）・「かたまり」（秩序＝平面（群））・「かさなり」（伝存＝立体（層））の三次元の総体として研究の対象とされなければならない。しかも、アーカイブズ学は文書を研究の対象と把握する（史料認識論）だけではなく、それと文書の整理・保存・公開という実践（史料管理論）を統一した学問であるということを確認した。たんに頭だけの学問ではなく、理論と実践を統一した学問である。

私はこれまでよく、「私の古文書学の恩師は東寺百合文書である」といつてきた。私が上述のように真の古文書学をしり、アーカイブズ学に目ざめさせてもらったのは東寺百合文書を含む東寺文書である。昭和四十二年

(二九六七) 以来五〇年近く、東寺文書とともに生活できたからである。しかも、文書をたんに「文字資料」として見るのではなく、常に整理・保存・公開という実践の現場と密着して——「史料認識論」と「史料管理論」を統一した形で——研究を進めることができたという恵まれた環境であった。同第二節「アーカイブズとしての東寺文書——「かたまり」「かきなり」「かたち」と東寺文書——」では、そのアーカイブズとしての東寺文書について、はじめて具体的に述べてみた。現存の中世文書で原形態・原秩序などを残すものはほとんどみられないが、幸い東寺百合文書はそれをほぼ完全に残しており、アーカイブズとしての文書の「かたち」＝原形態、「かたまり」＝原秩序、「かきなり」＝原伝存について具体的に述べることができた。これが、本書の基調になる序章の概要である。

本書でとりあげた御判御教書と朱印状・公帖は、アーカイブズ学は古代から近現代にいたるまで一貫した理念で論ぜられるべきであるということの一面に触れただけで、これで完全だなどとは毛頭思っていない。ここでどうしてもいっておかなければならないのは、私は古代から近現代にいたるまで同じ方法論で統一されるべきだなどといっているのではない。古代と近現代とは、アーカイブズ自身その存在形態はまったくちがっている。したがって、その研究の方法論もおのずから別である。この点については、別に詳しく論じなければならないが、まずアーカイブズ学は古代から近現代にいたるまで一貫した理念で把握されるべきであるということを確認した上で、それぞれのアーカイブズの存在形態におうじた古代アーカイブズ学、中世アーカイブズ学……として個別に論ぜられるべきものであろう。さらに中世アーカイブズ＝中世の「一次的記録情報資源」といっても、古文書と聖教類、さらには記録・典籍類と、アーカイブズの存在形態はかならずしも同一ではない。したがって、中世アーカイブズ学といっても、中世アーカイブズ学としての古文書学、中世アーカイブズ学としての聖教学、中世アーカイブズ学としての記録・典籍学（書誌学？）——これらの名称が適当であるかどうかとも検討されなければならないが——と、その存在形態の相違にもとづく細かい方法論のちがいは当然考えなければならない。そして、これらを統合したものが中世アーカイブズ学であるが、中世アーカイブズ学としての古文書学に関する一試論が、序章「アーカイブズ学としての中世古文書学——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——」である。

六

以上、本書は、中世アーカイブズ学を論じた最初のものである。それだけに、まだまだ欠陥の多い粗っぽいものである。『中世アーカイブズ学序説』の名に値するものかどうかとも自信はない。

しかし、改めて確認しよう。文書は、ある意志を伝達するために作成された「もの」であって、「文字資料」として作成されたのではない。そして、「もの」としての文書には未知だが無限の情報が秘せられている。この点だけはまちがいに確認できると思う。その上で、「もの」としての文書、アーカイブズとしての文書から、何を明らかにし、どのような情報を発掘するかは、すべては今後の課題として残されていて、研究者の力量にゆだねられているのである。私は本書の序章で一つのデッサンらしいものを示したが、あくまでも個人的なデッサンらしいものであって、完全なものなどとは考えてはいない。ただ、欠陥だらけではあるが、一つの議論の出发点にはなりうると考えている。

何しろ「文字資料」としての文書という考え方は、千年以上も不動の真理としておこなわれてきたことである。現在の歴史研究者には、骨の髄までしみこんでいる疑うべからざる大前提である。それ故、文書作成の本来的目的、すなわち本質的効力たるある意志の伝達のために作成された「もの」ということはすっかり忘れさられてやれ付随的効力の公験だ、やれ応用的価値にすぎない歴史史料だということだけが論ぜられてきたにすぎない。それをここに至りて、文書作成の本来的な目的にまで立ちかえろうと、従来の常識を根本的にみ直すようなことをいうのだから、「暴論に近い論理」といわれ、「独善的な自信満々の思い込み」といわれるのも、また当然のことであるかもしれない。「蟻螂の斧」などという言葉があるが、それなどとも比べものにもならない小さなつぶやきにしかならない。私も、それを覚悟の上であえて問題提起をしているのである。しかし文書は、「文字資料」としてではなく、「もの」として作成されたという一点さえ確認できるならば、まだ未熟な点が多いだろうが、私の「たたき台」を完全に無視したり、また細かい「あら探し」をして、本質的なことを棚上げにしてしまうのではなく、学界として前向きに新しいアーカイブズ学創設にとり組んでもらえないものだろうか。

(二〇一三・〇七・二五 初校を終えるにあたって 八十九歳の誕生日に)

上記の文章を書いてから、はや一年半の歳月がたった。やっと本書の「あとがき」をまとめるところまでこぎつけた。やれやれというのが現在の率直な心境である。

アーカイブズ学についていうと、本書の序章「アーカイブズ学——東寺百合文書からアーカイブズ学へ——」の初出稿「東寺百合文書からアーカイブズ学へ——中世アーカイブズ学への思い——」（『アーカイブズ学研究』五号 二〇〇六年）を発表してから、二・三編関係の論文を執筆して、より具体的に展開することができた。最近では「東寺百合文書と中世アーカイブズ学研究の黎明——百合文書のデジタル画像の公開によせて——」を京都府立総合資料館の「資料館紀要」四三号に掲載していただいた。これは、資料館の東寺百合文書のデジタル画像の公開の画期的な意義について述べたものであるが、それはまさに新しい学問としてのアーカイブズ学の黎明を意味すること、アーカイブズ学についても、本書よりは一歩進んだ形で提言することができたと考えている。ちょうど、本書の出版と相前後して刊行されると思うので、ぜひこちらもご覧いただきたい。

それにしても、本書は刊行までに本当に手間どったし、思文閣出版にはご迷惑をかけした。それだけにいろいろな思いがある。とくに第三章「御判御教書と朱印状・公帖」と第四章「天龍寺の朱印状と公帖」の改稿はたいへんだった。さきにもいったが、第三章は、いったん初出稿を全面的に書きかえた。しかし、直接批判の対象となり、大きな議論になったものだからということで、改めて初出稿そのままを本書に掲載した。それだけに第四章を大幅に増補して、初出稿の三倍の紙幅になってしまった。

その作業の途中、人間ドックの検査で胃がんがみつかった。内視鏡での摘出は無理だということで、開腹手術ということになった。そして、すべての準備がととのって、いざ手術室へということ、運搬車にのせられようとしたときに、顔面ヘルペスにかかっていることがわかった。こちらの治療の方がさきだということで、急遽手術は中止された。そのようなことで、この年には初夏から秋にかけて、二度入院することになった。この間、深夜に病室でパソコンのキーをたたいていて、看護師さんから「身体を休めるように」と注意をうけたこともあった。もう七年も前のことになるが、今から考えると懐かしい思いである。

本書の刊行にも時間がかかった。本書の初校を思文閣出版からうけとったのは平成二十二年（二〇一〇）七月であった。どうしても、補論Ⅱだけはまとめたかったこともあるが、ちょうど緊急に片づけてしまわなければならなかった拙著『中世日本の紙——アーカイブズ学としての料紙研究——』の刊行をはじめ、いくつかの仕事と重なったため、初校の戻しは平成二十五年（二〇一三）七月になってしまった。いつも気にはなっていたが、三年も「放置」していたことになる。再校は、同年十月末にいただいたが、これもお返ししたのが翌平成二十六年（二〇一四）四月。そして、この再校も含めて三校その他に昨年（二〇一四）一年かかって、ようやくここにいたったという次第である。それだけではない。体裁その他についてもずいぶん勝手をいい、補論Ⅳとして初校ゲラまでだしていただいた文章を全部削除するなど、とにかく思文閣出版には迷惑のかけっぱなしである。原宏一氏をはじめ、関係の方々には心からお詫びを申したい。

ちょうど、この「あとがき」を執筆しているとき、思文閣出版の長田岳士相談役逝去の訃報に接した。長田氏には、早くから毎年一・二度くらいは百万遍の思文閣ビルの一階の応接室で、またたまには拙宅までお運びいただいて、よく市場に出まわっていた古文書や古文書学界などの四方山話をした楽しい思いがある。平成十年（一九九八）に、拙著『東寺・東寺文書の研究』を出版していただいたときも、いろいろと無理をいつて担当者をお怒らせたり、氏にもご迷惑をおかけしたことをおぼえている。思文閣出版が東山区の古門前に移ってからはすっかりご無沙汰してしまったので、昨年四月、本書の再校ゲラ返却のついでに、私からお願ひしてお目にかかったが、かつてのお元氣はなかったので案じていたところであった。謹んでご冥福をお祈りしたい。

最後に、本書全体を読みかえしてみても、どうしても付言しておかなければならないことがあることに気づいた。一般に学術書には成稿一覧あるいはそれに準ずるものが付せられていて、それぞれの論文の成立の経過がわかるようになっている。そして、本書ではそれに代るものとして各章の最後の「後記」で、それぞれの章の成立については詳しく述べている。しかし、どうしたことか補論Ⅱ「徳川將軍領知判物・朱印状の原点——藤井讓治「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置」との関連で——」については「後記」が欠けていて、その執筆に関する経過の説明がない。もちろん、本文を読めば理解いただけるとは思うが、この補論Ⅱは第四章「天龍寺の朱印状と公帖」をさらに補強する意味で、国立公文書館内閣文庫所蔵の「徳川家判物并朱黒印」、また埼玉県立文書館

の「西角井家文書」や久能山東照宮の「I類」の判物などを拝見させていただいて、執筆した新稿である。そして、序章から補論Iまでは既発表のものであるが、補論II IIIは本書ではじめて発表する新稿であるということだけを確認しておきたい。

二〇一五年三月三日

ちょうど五・六分咲の北野天満宮の梅花に思いをはせながら

上 島 有

件名索引

あ 行

アーカイブズ 3, 4, 6～19, 21, 27～29, 31, 33, 34, 41,
48, 56, 59, 61, 62, 75～27, 82, 84, 313, 320, 358～360
アーカイブズ学(アーカイバル・サイエンス →近世
アーカイブズ学・中世アーカイブズ学) 3, 4, 6
～13, 15～18, 20, 21～23, 24, 27～29, 41, 46, 47, 53,
56, 59, 61, 67, 79～82, 85, 86, 241, 254, 298～300,
302, 303, 320, 323, 355, 359, 370, 371, 382～384
アーカイブズ学としての古文書学(→古文書学)
13, 18, 19, 29, 84～86, 354, 355, 358～360, 366, 367,
371
アーカイブズのライフサイクル 15, 16, 21
アーキビスト 3, 55, 60, 78～81
足利尊氏文書 305
足利直義御判御教書 379
足利直義御教書 379
足利持氏御判御教書 379
足利持氏御教書 379
校倉造り 40
宛書(宛書の位置・宛書の書き方・宛書の高さ)
144, 146, 158, 160～165, 167, 168, 171, 174, 176, 181
～183, 186, 187, 195～197, 200, 202～204, 207, 211,
214, 216, 224, 245, 247～249, 252～254, 257, 258,
265, 335, 343, 350～352
宛所 187, 324, 330
阿刀家文書 30
安国寺文書 128, 237
位署書 343, 350～352, 355
一次的記録情報資源(→記録情報資源) 21, 29, 41
厳島神社文書 84
一筆書 150～152, 156, 169, 173
院宣 49, 53, 158, 162, 170, 188, 193, 271
印判(はんこ) 132, 156, 173, 246, 247, 255
印判状 143, 207, 246
『蔭涼軒日録』 128
「裏紙」 218, 237, 297
ウワ書(→封紙ウワ書・包紙ウハ書・「包紙」ウワ書)
195, 197, 199, 211, 222, 224
上包 123, 201, 222, 265
上巻(表巻) 123, 187, 201, 222, 265
永源寺文書 128, 292
影写本 75, 76, 108, 111, 307
永続的効力 66, 188
黄金比 150, 280

応用的価値 83
大高檀紙 99, 100, 112, 113, 123, 148, 149, 151, 174,
175, 186, 275～277, 285, 290, 291, 298, 314, 316,
317, 320, 333, 340, 363, 365
押紙 228, 230～232, 234, 237, 239
押罫 151, 152, 156, 157, 169, 173, 178
折り方(→本紙の折り方・料紙の折り方) 183, 185,
193, 194, 197, 211, 234, 236, 324
折紙 240, 249, 310～320, 343, 348, 349
折紙の朱印状 256
折封 123, 124, 129, 235, 236, 241, 260, 265, 267

か 行

絵画史料(絵画史料学・絵画史料論) 71～75
階層構造(→文書群の階層構造) 8
課役免除 188, 199, 216, 310, 311, 318
花押(→署名・徳川歴代将軍の花押・明朝体の花押・
右筆書きの花押) 83, 114, 132, 133, 143, 146,
150, 169, 173, 182, 183, 186～188, 190, 204, 215,
246, 255, 256, 260, 273, 373
花押型 152, 153, 156, 157, 169, 173
花押論→署名論
嘉吉の乱 260
書止め文言 245, 247, 248, 254, 343, 350～352, 354,
355
学衆 49
懸紙 222, 265
かごうつし(双勾) 151, 153
「かきなり」 7, 8, 12～16, 19～21, 27, 29, 31, 33, 35,
36, 38, 41, 47, 48, 52～54, 61, 67, 69, 83～5, 302,
355, 359, 360, 367, 368, 371
「かたち」 7～9, 12, 13, 15, 17～21, 23, 27, 29, 31, 36,
38, 41～43, 45, 48, 61, 64, 67, 69, 83～85, 179, 208,
302, 355, 356, 359, 360, 366～368, 371
「かたまり」 7～16, 18～21, 23, 24, 27, 29, 31, 36, 38,
39, 41, 47, 61, 64, 67, 69, 83～85, 302, 355, 359, 360,
366, 367, 368, 371
鎌倉公方 379
「紙屑」 42, 65
仮目録 36～38
関係論→構造論
感状 118, 129, 188
卷子(巻物・卷子仕立・巻物仕立) 46, 49, 53
官宣旨 42～46, 49, 53, 59, 65
観智院金剛藏聖教・文書 30, 32, 44, 63

- 観智院宝蔵文書 30, 32, 63
 官牒 49, 53, 194, 198, 217
 関東公方 127, 130
 関東下知状 205
 関東御教書 129, 204
 関白 309, 311, 312, 315, 316, 321
 関白帖(殿下帖) 309
 官符 49, 53, 194, 198, 217
 寛文印知 91, 99, 104, 146, 201, 202, 203, 205, 207, 214, 232, 242, 251, 265, 287, 311
 『寛文朱印留』 91, 112, 114, 242, 251, 255～257, 324, 338, 348, 349, 358, 362
 願文 377, 378
 管領(執事)下知状 260, 269, 378, 379
 管領(執事)施行状 171, 375, 377, 378, 379
 管領(執事)奉書 129, 162, 171, 194, 260, 269, 279, 375, 378, 379
 寄進状 11, 377, 378
 機能論 11, 13, 18, 24, 25, 83
 基本台帳 35, 36, 38
 教王護国寺文書 30～32, 48, 62, 63, 65
 京都所司代 88, 101, 104, 105, 109, 112
 京都町奉行 105, 112
 切封 41～43, 129
 記録情報資源(→一次的記録情報資源) 4, 76, 77
 記録史料 3～7, 23, 75
 記録史料学 3, 6, 7, 11, 23, 74～79, 81, 82, 370, 371
 記録史料管理論(→史料管理論) 7, 23, 76
 記録史料認識論(→史料認識論) 7, 23, 76
 禁制 88, 101, 102, 104, 105, 107～109, 111, 112, 190, 377, 378
 近世アーカイブズ学(→アーカイブズ学) 8, 23, 28, 298, 302
 近世古文書学(→古文書学) 114, 129, 178, 254, 297, 300, 302, 305, 322, 360
 近世庶民史料調査 10, 25
 公家文書 193, 197, 219, 220, 260, 297, 298
 公家様文書 190
 公驗 31, 45, 49, 52, 147, 188, 189, 220, 271, 279, 292
 公式様文書 190, 194, 198, 217～219, 224, 225, 237, 297, 298, 373, 376, 377, 379
 下文 188, 191, 193, 194, 204, 205, 220, 221, 237, 375, 377, 378
 下文様文書 129, 188～191, 193～198, 203～205, 211, 214～221, 224, 225, 230, 237, 240, 242, 248, 249, 253, 254, 260, 265, 267, 270, 297, 298, 320, 334, 335, 362, 373, 376, 377, 379
 下文様文書の「包紙」(→「包紙」) 224, 225, 232, 234, 240
 形態 23, 115, 178～80, 185, 199, 203, 205, 211～216, 221, 296, 299, 305, 322, 324, 336, 344, 355
 形態論 9, 13, 17～19, 23, 25, 26, 77, 83, 84, 178, 297, 302, 305, 321, 354, 379
 下知状 111, 129, 188, 190, 191, 193, 194, 204, 205, 220, 221, 237, 377, 378
 『源喜堂古文書目録』六 130
 原形尊重(原形保存) 8, 22, 23, 44, 47, 59, 64, 213
 原形態(原形態尊重) 8～10, 15, 22～24, 36, 37, 39～43, 46, 57, 59, 64, 77, 85
 現状確認の調査 37, 42
 原秩序 34, 36, 40, 41, 46, 85
 原秩序尊重 7～11, 15, 22, 24, 34, 36, 37, 57, 59, 77
 原伝存 35, 40, 46, 85
 原伝存尊重 8, 12, 14, 15, 22, 36, 37, 53, 57, 59, 77
 現用文書(現用段階) 11, 12, 15, 26
 考古学 24, 73, 369, 370
 考古資料論 72
 公帖 23, 26～28, 112, 114～116, 118, 123, 124, 127～132, 134, 143, 144, 146, 148～150, 173, 175, 180～183, 185～187, 191, 196, 197, 199～201, 203～205, 208, 209, 211～216, 221, 222, 224～226, 228, 237, 241, 248, 249, 254, 255, 259, 260, 263, 267, 268, 271～273, 278, 279, 281～283, 285, 287, 288, 290, 292, 294～302, 307～309, 312, 313, 315, 317, 322, 323～335, 344, 345, 347, 348, 354～359, 373, 382, 383
 公帖の書式(→書式) 124, 133, 145, 170, 263, 265, 292
 公帖の封紙(→封紙) 265, 268, 269
 公帖の封式(→封式) 122, 133, 145, 258, 265, 267, 268, 270
 公帖の料紙(→料紙) 146, 147, 270, 271, 278, 280, 284, 292
 構造論(関係論) 10, 11, 13, 18～21, 24, 26, 77, 83, 84, 302
 公武統一政権 188, 190
 公文書館 4, 6, 26
 古河公方 127, 128, 130
 御感御教書 118, 129, 378
 黒印 134, 143, 150, 156, 164, 173, 255
 黒印状 133, 143, 180, 185, 228, 305, 317, 322, 341, 362
 五山 116, 356
 五山公帖 118, 122, 125, 132, 133, 143, 145, 165, 167, 170, 173, 174, 182, 186
 五山之上 116, 356
 五山之上公帖 118, 122, 125, 132, 133, 143, 145, 150, 152, 153, 165, 167, 170, 173, 174, 182, 186
 五山制度 116, 173
 後七日御修法道具 33, 40, 59
 五大尊像 59
 御内書 125, 130, 162, 188, 190, 198, 223, 241, 245, 255, 282, 289, 292, 309, 312, 315, 316, 321, 355, 377,

378
御内書の「包紙」(→「包紙」) 240
近衛家文書 311
御判御教書 27, 49, 53, 99, 114~116, 118, 125, 128~130, 132, 143, 147, 162, 171, 173, 175, 180, 185, 187, 189, 190, 194, 196, 198, 203~205, 209, 211, 215, 220, 245~247, 259, 260, 269, 271, 281, 282, 292, 295, 299, 302, 307, 308, 311, 315, 317, 319, 320~324, 331~333, 342, 344, 346, 347, 349, 350, 352, 354~357, 359, 362, 373, 375, 377, 378, 382
御判御教書A 189~191, 193~200, 202~205, 207, 211, 215, 216, 221~223, 225, 237, 242, 248, 249, 251~254, 257, 258, 260, 265, 267, 270, 279, 295, 298~300, 302, 311, 313, 317, 322, 324, 330, 331, 333, 336, 341, 345, 348, 349, 351~353, 357
御判御教書B 189, 191, 193~7, 199, 201, 203~205, 207, 211, 215, 216, 221, 222, 224, 225, 248, 254, 260, 267, 270, 279, 292, 295, 298, 302, 313, 322, 345, 351
古文書学(→アーカイブズ学としての古文書学・近世古文書学・中世古文書学) 17, 18, 25~27, 45, 82, 83, 85, 86, 217, 219, 222, 223, 225, 237, 254, 293, 299, 300, 302, 303, 305, 369, 370
古文書学の用語(古文書学の術語) 187, 237, 265, 293
強杉原 347

さ 行

西院文庫文書出納帳 52, 68
作成 11, 15, 18~21
坐公文 115, 116, 130, 173, 308
差出書 133, 144, 158, 164, 186, 203, 224, 245~48, 253, 254, 265, 335
差出書の位置 246, 248, 249, 252, 257
差出書の署判(→署判) 143, 173, 246, 260
三聖人 49, 52, 56
子院文書 29~32, 48
史学の右腕 85, 355, 367
軸装 43
寺家文書 29, 31, 32, 48
時限的効力 188, 189
自署(→署名) 133, 156, 246, 255
事前調査 37, 41, 42
自然のシワ(→シワ) 272, 273, 275, 276, 280, 283, 285, 286, 290
十刹 116, 356
十刹公帖 118, 122, 125, 127, 133, 134, 143, 145, 151, 164, 165, 167, 170, 172~174, 182, 186, 269
執事奉書→管領(執事)奉書
朱印 132~134, 143, 150, 152, 156, 164, 173, 182, 183, 186, 204, 207, 215, 246, 255, 256, 314

朱印状 23, 26~28, 89~91, 98~101, 104, 109, 112, 114, 115, 123, 133, 143, 145, 146, 148, 149, 164, 167, 168, 171, 173, 175, 176, 180~183, 185~187, 191, 197, 200~205, 207~209, 211~216, 221~223, 225, 226, 228~232, 234, 235, 237, 239~242, 245~47, 249~258, 271, 273, 278, 281, 282, 285~291, 295~302, 305, 307~310, 313, 315~317, 319~325, 330, 331, 333, 334~338, 340~342, 344~359, 361~364, 373, 382, 383
朱印状の書式(→書式) 171, 242, 245, 247~249, 253, 254, 258, 288, 289
朱印状の封式(→封式) 234, 236, 258
朱印状の「包紙」(→「包紙」) 222, 223, 228, 234, 235, 241, 265, 267
朱印状の本紙 267
朱印状の料紙(→料紙) 270, 271, 284~286, 288~300
朱印状箱 310, 316
重書 52, 54, 68, 69, 218, 237, 297
重書箱 49, 52, 68
集積 11, 16, 19~21
十二天像 59
十八口供僧(→廿一口供僧) 39
宿紙 292, 293, 332
守護使不入 332, 362
守護遵行状 317, 320, 321
守護奉行人奉書 321
首座 125
主題別分類(→文書の分類) 44, 65
出所原則 7~10, 13~15, 22, 34, 53
城郭論 72
「貞享御判物御朱印改記」 171, 186, 201
上所 160, 162, 171
『消息耳底秘抄』 170
「昭和九年目録」(『教王護国寺霊宝目録』) 57
『諸国寺社朱印状集成』 202
書札様文書 123, 129, 133, 144, 146, 158, 162~164, 188~191, 193~200, 202~205, 211, 216, 218~222, 224, 225, 235~257, 240, 248, 249, 253, 260, 265, 267, 279, 297, 298, 320, 324, 334~336, 352, 362, 377
書札様文書の封紙(→封紙) 224~226, 228, 232, 234, 238, 240
書札礼(→武家書札礼) 114, 143, 145, 146, 156, 173, 187, 215, 237, 247, 288, 289, 297, 298, 314
諸山 116, 356
諸山公帖 118, 122, 125, 131, 133, 134, 143, 145, 146, 151, 164, 165, 167, 170172~174, 182, 186, 269, 270
書式(→公帖の書式・朱印状の書式) 18, 23, 26, 114~116, 131, 132, 178, 181, 201, 202, 205, 212, 213, 215, 216, 221, 252, 257, 258, 299, 305, 320, 324, 330, 331, 333, 336, 341, 343, 344, 352, 355~358

書式論 13, 17, 18, 20, 83
 署判(→差出書の署判) 114, 133, 143, 146, 204, 207, 255, 257
 署名(→花押・自署) 18, 26, 133, 146, 255
 署名論(花押論) 13, 17, 18, 20, 83
 所領・所職の安堵 188, 199, 216, 228, 310, 311
 『白河本東寺百合古文書』 64
 史料学 5, 6, 70~78, 369~371
 史料管理論(→記録史料管理論) 8~15, 20~22, 53, 77, 79~81
 史料主義 3, 4, 6, 81, 82, 85
 史料認識論(→記録史料認識論) 8~15, 18, 20~23, 53, 77, 80
 史料論 5, 6, 70, 72, 369~371, 383
 シワ(シボ →自然のシワ・人工のシワ) 99, 147, 148, 151, 168, 272, 273, 276, 277, 284, 285, 286, 287, 290, 291, 296
 『尋憲記』 293
 人工のシワ(→シワ) 272, 273, 275, 276, 283, 285~7, 290
 真言七祖像 59
 簀の目 99, 148, 168, 271~273, 275, 284, 290, 340
 墨継ぎ 157, 158, 170, 174
 征夷大將軍 311, 315, 317, 321
 制札 377, 378
 静態 9~11, 14, 16~20, 27, 85
 西堂 125, 127
 宣旨 194, 204
 禅律方頭人奉書 376, 379
 惣安堵 331, 333, 362
 草名 133, 246
 惣免除 332, 333, 362
 袖判下文 190, 198, 377, 378
 袖判下知状 190
 袖判御教書 106, 111, 375, 377, 378

た 行

第一次修理 65
 醍醐寺文書 53, 54, 124, 194
 大師信仰 48, 54, 56~58, 69
 竪紙 214, 240, 310, 311, 312~321, 343, 348, 349
 竪ノ中折 100, 101, 123, 124, 127, 163, 168, 174, 181, 185, 193, 194, 199, 211, 213, 214, 220, 221, 234~236, 238, 249, 259, 260, 267~269, 297, 298, 345, 356
 竪ノ中折封 101, 123, 124, 235, 236, 241, 265, 267, 268, 270
 縦横の比率→料紙の縦横の比率
 檀紙 99, 112, 113, 147, 149, 168, 174~176, 204, 207, 240, 241, 270~272, 275~278, 280, 281, 286~288, 290, 292, 293, 295, 296, 298, 307, 308, 311, 312, 320,

346, 347, 365
 檀紙 I 99, 100, 112, 147, 148, 168, 175, 207, 271~273, 275, 276, 278~280, 283, 284, 290, 291, 294, 296
 檀紙 II 99, 112, 175, 273, 276, 291
 檀紙 II a 127, 147, 148, 175, 207, 238, 271~273, 275~277, 280~283, 285~287, 290, 291, 294, 296, 307, 308, 309
 檀紙 II b 148, 175, 207, 271~273, 275~277, 283, 285~288, 290, 291, 294, 296
 檀紙 III 148, 149, 168, 175, 207, 271, 273, 275, 277, 283, 284, 286~291, 294, 296, 340, 365
 知行宛行(知行宛行状) 309~313
 知行安堵 310, 311, 317
 知行目録 310
 地名資料論 72
 中世アーカイブズ(→アーカイブズ学) 28, 53, 69, 70, 77, 82, 356
 中世古文書学(→古文書学) 9, 13, 18, 19, 24, 28, 29, 84, 114, 129, 178, 222, 254, 297, 300, 302, 305, 360
 『儲書目録』 57
 鎮護国家の祈禱(鎮護国家の宗教) 48, 54, 56, 59, 68, 69
 鎮守八幡宮供僧 39
 津軽家文書 185, 234, 241, 286, 287, 289, 354
 継目安堵 89, 171, 201, 237
 手鑑 18
 手文箱 41, 49, 52, 56, 366
 手文箱送進状 52
 てんか 309, 312
 天下人 130, 281, 282, 298, 309, 312, 314~316
 伝真言院曼荼羅 57, 58
 伝奏奉書 379
 伝達 11, 15, 16, 18~21
 伝来論(→文書の伝来) 13, 15, 18~21, 25, 26, 53~55, 77, 83, 84, 302
 天龍寺周悦関係文書 318
 天龍寺文書 211~213, 281, 308
 『東寺古文零聚』 64
 東寺三宝 31
 東寺創建一二〇〇年 55, 56, 69
 東寺の二つの信仰形態(二つの信仰形態) 14, 47, 48, 53, 54, 56, 68
 東寺百合文書 9, 14, 28, 29, 31, 32, 34, 35, 40, 41, 46~49, 52, 53, 56, 58, 60, 64, 65, 67, 68, 124, 194, 195, 198, 217, 218, 224, 359, 366, 367, 372, 373, 377
 東寺百合文書「を函」 39, 64
 東寺百合文書「つ函」 59
 東寺百合文書「お函」 39, 63
 東寺百合文書「ま函」 59
 東寺百合文書「て函」 59
 東寺百合文書「き函」 39

「東寺文書」 14, 30～32, 48, 49, 52～54, 56～58, 60,
63, 68, 359
動態 9～11, 15～18, 20, 27, 85
東大寺文書 53, 54
統治権的支配権 205
『東宝記』 31
土器の編年研究 212
『徳川家判物并朱黒印』 185, 300
徳川歴代将軍の花押(→花押) 150, 153
「殿」の書き方 343, 350～352

な 行

内閣臨時修史局 62
長持 56, 57, 60
南禅寺文書 115, 132, 281
西角井家文書 300, 323, 325, 337, 338, 340, 341, 352,
360, 363, 364
廿一口供僧(→十八口供僧) 39, 41, 49, 52, 366
日常的な文書 49, 52, 68, 69
日本アーカイブズ学会 3, 6, 82, 84～86
入寺公文 116
年預(奉行) 49, 52, 56

は 行

幕府奉行人奉書(→室町幕府奉行人奉書) 129, 194,
376, 379
端裏銘 12, 83
判鑑 18
半現用文書(半現用段階) 11, 12, 15, 26
判物 305
引付頭人奉書 194, 376, 379
非現用文書(非現用記録・非現用段階) 4, 15, 26
斐紙 282, 292, 293, 307, 308, 312
筆跡 18, 26, 45, 373
筆跡論 13, 17, 18, 20, 83
捻封 129
非文字列情報 16～20, 26, 41, 46, 57, 60, 76, 114,
178, 241, 282, 317, 356
百合文書→東寺百合文書
封紙(→公帖の封紙・書札様文書の封紙) 42, 101,
122～125, 129, 144, 146, 182, 193～195, 197～201,
203, 211, 213, 216, 220, 222, 223, 225, 241, 249, 259,
260, 265, 267, 296, 318, 334, 335, 352, 353, 355, 362,
372
封紙ウワ書(→ウワ書) 144, 183, 187, 195, 199, 200,
203, 228, 230, 232, 234, 240, 249, 270, 335, 352, 336,
343, 352
封式(→公帖の封式・朱印状の封式) 18, 116, 129,
131, 132, 162～164, 168, 173, 174, 179, 216, 217,

219, 221, 222, 242, 268, 299, 342
封式論 13, 17, 18, 20, 26, 27, 83
封紙と包紙 237
封紙の折り方 123, 124, 265, 267
封紙の書き方 215, 224
封紙の差出書 125, 131～133
風信帖(弘法大師尺牘) 57, 58
フォント認識 8
武家書札礼(→書札礼) 116, 122
武家文書 219, 220, 235, 298
武家様文書 190
伏見天皇宸筆法華經 88
付随的効力(付随的価値) 45, 66, 83
二つの信仰形態→東寺の二つの信仰形態
仏舍利奉請状 39
文献史料学(文献史料・文献史料論) 70, 72～74,
76, 78, 82
下手な補修ほど立派な補修はない 25, 43
包紙 198, 222～226, 234, 237, 239, 241, 335, 336,
352, 353, 372
「包紙」(→下文様文書の「包紙」・朱印状の「包紙」・御
内書の「包紙」) 181, 194, 195, 197～201, 203,
207, 211, 215, 216, 222～226, 228～232, 234～241,
246, 253, 254, 265, 267, 270, 296, 323, 333～336,
342, 352～355, 362
包紙ウハ書 223, 239, 353
「包紙」ウワ書 187
奉書(奉書紙) 240, 241, 282, 292, 294, 307, 308, 312,
320
奉書Ⅰ 292, 293
奉書Ⅱ 292, 293
奉書Ⅲ 204, 292, 293, 295
宝菩提院三密藏聖教・文書 30, 32
補修 24, 37, 41～44, 46, 47, 49, 64, 65, 67
保存 12, 16, 19～21, 24
本紙 42, 100, 101, 123, 124, 129, 131, 133, 134, 144,
163, 164, 185, 193～195, 198, 200, 201, 204, 211,
214, 218～220, 222, 224～226, 230, 334～336
本質的効力 45, 66, 83
本紙の折り方(→折り方) 124, 214, 216, 217, 220,
221, 235, 238, 253, 254, 263, 268, 296, 297, 356
本目録 37

ま 行

巻物→卷子
間似合 295
美濃紙 204, 292, 293, 295
民俗学 70, 73, 369, 370
明朝体の花押(→花押) 150, 151
虫払 39

室町将軍家下文 379, 380
室町将軍家下知状 379, 380
室町将軍家御教書 376, 379~381
室町幕府下知状 269, 377
室町幕府奉行人奉書(→幕府奉行人奉書) 240, 241,
310, 311, 317~319, 321
室町幕府御教書 377
室町幕府文書 372~374, 376, 378, 379, 382~384
メモ程度の宛先 199, 215, 207, 222, 223, 232, 234,
237, 239, 240
文字の配置 146, 157, 158, 174
文字列情報 16, 17, 19, 36, 41, 45, 60, 66, 73, 76, 85,
114, 178, 208, 241, 317, 321, 355, 368
木簡 368
「もの」 6, 7, 9, 17, 22, 36, 45, 46, 62, 74, 83, 85, 359,
366, 367, 370, 371
文書館 4~6
文書館学 7, 8, 10, 11, 22
文書管理 47, 48, 55, 56, 58~60, 68, 69
文書管理史 12, 13, 21, 23, 29, 53, 54, 61, 62, 77, 84
文書管理論 84, 302
文書群の階層構造(→階層構造) 14, 25, 33, 34, 53,
63, 68
文書群の段階的整理 38
文書史料論 72
文書の段階的整理 37, 38
文書の伝来(→伝来論) 20, 46, 60, 61, 66, 67
文書の分類(→主題別分類) 35, 36, 38, 44, 45
文書名のつけ方 118, 129, 130, 372~379, 381, 382

や 行

右筆書の花押(→花押) 169, 188, 190
様式 23, 188~191, 197, 224, 242, 247, 248, 253, 258,
323, 331, 342, 343, 349
様式論 13, 16~20, 23, 25~27, 29, 67, 83, 178, 298,
360, 372, 373
横紙 124, 129, 235

ら 行

礼紙 42, 100, 123, 124, 129, 160, 163, 164, 170, 171,
181, 185, 193~195, 198, 218~220, 224, 237, 297,
298, 334, 372
離宮八幡宮文書 190
料紙(→公帖の料紙・朱印状の料紙) 18, 23, 83, 99,
100, 123, 149, 175, 204, 295, 299, 320
料紙の大きさ 99, 114, 149, 150, 167, 307, 343, 345~
347, 354
料紙の折り方(→折り方) 100, 180, 182, 199, 203,
343, 345, 347, 348

料紙の紙質 99, 114, 147, 307~309, 343, 345, 346,
354
料紙の縦横の比率(縦横の比率) 149, 150, 280, 282
~285, 294, 296, 308, 309
料紙の使い方 193, 288, 311
料紙論 13, 17, 18, 20, 23, 26, 27, 83
領知安堵 317, 320, 321, 325, 331, 334
領知判物 180, 211, 256, 322, 341, 352
領知目録 201, 255, 295
綸旨 49, 53, 158, 162, 170, 188, 193, 260
靈宝蔵文書 30, 31, 48
歴史情報資源 75~77, 178, 360, 366~368, 371
六波羅御教書 129

わ 行

『和簡礼経』 122~124, 129, 132, 148, 186, 201, 265

人名索引 I (近世以前)

あ 行

安威性道 170
 足利尊氏 111, 116, 128, 150, 157, 169, 175, 187, 189, 190, 292, 356, 379
 足利直冬 130, 379
 足利直義 111, 130, 193, 379
 足利晴氏 127
 足利基氏 379
 足利義昭 118, 122, 124, 125, 127, 130~3, 145~150, 157, 161, 164, 165, 168, 169, 173~175, 190, 263, 279, ~282, 295, 308, 309, 311~313, 319, 320, 346, 347
 足利義詮 116, 157, 188, 189, 292, 356
 足利義勝 260
 足利義材(義尹・義植) 191
 足利義澄 190
 足利義尹(義材・義植) 263
 足利義植(義材・義尹) 279, 280, 346
 足利義輝(義藤) 118, 122, 124, 125, 127, 131~133, 145, 147~150, 157, 161, 164, 165, 168, 173~175, 190, 212, 263, 279, 280, 346
 足利義教 190, 260, 258, 269, 317, 333, 346
 足利義晴 190
 足利義藤(義輝) 279, 280, 346
 足利義政 190, 260, 331~333, 379
 足利義満 147, 171, 188~191, 198, 204, 205, 211, 215, 221, 292, 379
 足利義持 379
 雨宮正種 112
 以心崇伝(金地院崇伝) 132, 146, 165
 板倉勝重 104, 108, 109
 板倉重矩 102
 板倉重宗 101, 104, 112
 稲葉正邦 104
 稲葉正謀 101, 104
 稲葉正往 101, 104
 上野秀政 319
 織田信長 130, 143, 214, 240, 249, 256, 308, 310, 311, 313, 314, 316, 317, 319~321

か 行

寛信 44, 45, 66
 義演 53
 空海 32, 42, 59, 69

賢賀 44
 後宇多法皇 31
 杲宝 31, 32
 五条前中納言 100, 148, 286, 287
 近衛信輔 311
 後深草天皇 88
 後陽成天皇 311

さ 行

柴田勝家 319
 寂室元光 116, 292
 周悦首座 319
 俊尊 272
 進士氏行 190
 瑞祐首座 319
 崇伝(金地院)→以心崇伝
 宣陽門院 58
 曾我宣祐 129

た 行

津軽家 288
 土屋政直 109
 天庵妙受 116, 196, 292
 天海僧正 337, 340
 徳川家定 90, 234, 289, 337, 338, 340, 362, 364
 徳川家重 90, 99, 100, 153, 157, 337
 徳川家継 88, 89, 150, 153, 157, 158, 236, 295, 325
 徳川家綱 91, 115, 116, 133, 134, 143~145, 147~150, 152, 158, 165, 169, 172, 173, 183, 185, 186, 201, 203, 205, 214, 226, 228, 242, 283, 285~288, 291, 295, 325, 330, 331, 334~338, 340, 351, 361
 徳川家斉 153, 157, 295
 徳川家宣 88, 89, 150, 152, 153, 156~158, 167, 236, 325
 徳川家治 153, 157, 351
 徳川家光 90, 91, 98, 101, 115, 116, 131, 133, 143, 145, 148~152, 156, 158, 165, 168, 178, 202, 212, 214, 228, 229, 231, 232, 238, 241, 242, 252, 256, 273, 283~287, 291, 294, 330, 335, 337, 362
 徳川家茂 90, 99, 100, 185, 212, 214, 234, 287, 289, 295, 334, 362
 徳川家康 32, 90, 91, 99, 101, 104, 115, 116, 130, 132, 133, 143, 145, 148~151, 156, 157, 165, 168, 173, 185, 202, 204, 214, 228, 229, 231, 241, 242, 252, 273,

283~285, 287, 298, 311, 312, 315~317, 321, 325,
335, 337, 340, 348, 362
徳川家慶 289
徳川綱吉 99, 115, 116, 134, 147, 150, 152, 158, 167,
169, 171, 172, 174, 186, 201, 232, 275, 284, 285, 291,
335, 340
徳川秀忠 91, 101, 115, 116, 129, 132, 133, 143, 146,
148~151, 156, 157, 165, 168, 185, 202, 214, 228,
229, 231, 241, 242, 256, 273, 275, 283~285, 287,
294, 325, 330, 334, 335, 348, 349
徳川慶喜 88, 89, 236, 325
徳川吉宗 99, 100, 112, 113, 115, 116, 143, 145~147,
150, 153, 157, 158, 169, 170, 173, 174, 285, 291, 330,
334, 340, 362
戸田忠昌 104
豊臣秀次 131, 132, 143, 148~151, 157, 165, 168,
268, 280, 281, 283, 285, 309, 314, 346, 347, 356
豊臣秀吉 53, 88, 90, 99, 129~132, 143, 148~151,
157, 165, 168, 175, 214, 240, 249, 253, 256, 257, 268,
280~283, 285, 295, 298, 305, 307~317, 320, 321,
343, 346, 347, 349, 351, 356

武者小路三位 100, 148, 286, 287, 291

や 行

安富行長 170

な 行

永井尚庸 104, 109, 111, 112

は 行

畠山持国 260, 269, 270, 346
畠山基家 191
花園前少将 100, 149, 286, 287
林秀貞 319
伴信友 64
伏見天皇 88
北条泰時 205
細川勝元 260, 270, 346
細川藤孝 319
本庄宗秀 101

ま 行

前田綱紀(松雲公) 31, 39, 40, 54, 64
牧野忠恭 102
牧野親成 109, 111
松平定信 64
万里小路嗣房 272
万里小路宣房 170
水野忠之 101
源頼朝 316
宮崎重成 112
明院良政 319

人名索引Ⅱ(近現代)

あ 行

相田二郎 59, 60, 66, 67, 106, 108, 342, 363, 373, 375,
377
青山英幸 7
赤松俊秀 63
秋宗康子 115, 178
網野善彦 73, 74, 79, 370
安藤正人 4, 6, 7, 10, 13, 20~25, 28, 38, 46, 74~82,
86
石井進 70~74, 369~71, 382, 383
石井良助 169, 170
伊地知鐵男 342
伊藤正義 72
弥永貞三 68
岩野平三郎 113, 291
岩元修一 189
宇佐美直八 43
宇佐美直秀 43
大藤修 5, 9, 11, 23, 28, 46, 84, 277, 288, 289, 315
大野瑞男 114, 143, 146, 164, 171, 181, 186, 201, 244,
245, 255~258, 289, 322, 342, 350, 360, 365
荻野三七彦 369
尾崎惠隆 113
小野正敏 72

か 行

笠谷和比古 322, 342
河村廣 130, 179
北島正元 342
黒川直則 35, 84
黒田日出男 71, 73, 75
木暮隆志 26
小林明 360
小林清治 240, 314, 315
近藤成一 198

さ 行

齋藤曜 360
櫻井景雄 115, 128, 178
笹山晴生 368
佐藤進一 24, 66, 190, 299, 342, 345, 369, 370, 373,
376, 377

杉橋隆夫 360

た 行

高埜利彦 86, 367
高橋修 23, 240, 389, 316, 321
高橋学 72
高橋実 8, 9, 28, 29, 47, 66, 67
玉村竹二 115, 118, 128, 130, 146, 164, 172, 198, 201,
213, 260, 308, 309
千々和到 72
土井義夫 72

な 行

中村直勝 105, 111, 151, 169
永村眞 84
新見康子 34, 58, 63, 69
西角井忠正 363
西角井正文 360, 363

は 行

服部英雄 72, 74
林屋辰三郎 41
原島陽一 8, 10, 23, 28, 66, 67
平田精耕 303
藤井讓治 27, 208, 209, 222, 223, 226, 230, 239, 241,
246, 251, 252, 255~257, 281, 294, 295, 302, 303,
315, 322, 324, 335, 342, 344~352, 354~358, 360~
362, 364, 365
藤井学 128
藤野保 342
藤原良章 72
保坂裕興 5, 28, 46
堀池春峰 68

ま 行

松井輝昭 84
三鬼清一郎 305, 309, 311
三成重敬 59, 60, 67
峯堅雅 59
村田修三 72
森本祥子 86

や 行

安澤秀一	3,10,28,67
柳田國男	70,369
山陰加春夫	68,84
山田康弘	317,318,320
湯本文彦	90

ら 行

リース	368
-----	-----

地名索引

あ 行

足羽庄(越前国) 45
 安国寺(丹波国) 116,196
 安楽寿院(山城国) 102,105,109,111,112
 石清水八幡宮(山城国) 256
 植松東庄(山城国) 191
 宇佐美松鶴堂 43,65
 永源寺(近江国) 116
 越前国 45
 延暦寺(近江国) 250,251,296,300,340,364
 大滝(福井県今立郡今立町 現福井県越前市大滝町)
 99,113,291
 大山庄(丹波国) 63

か 行

金岡庄(備前国) 318
 寛永寺(武蔵国) 250~252,257,296,300,338,340,
 364
 観智院(東寺) 31
 観智院金剛蔵(東寺) 32
 観智院宝蔵(東寺) 32
 北野天満宮(山城国) 359
 貴布禰神社(山城国) 90
 京都大学総合博物館 31,63
 京都府立総合資料館 9,14,28,31,35,41,59,62,84,
 88,90,100,113,148,234,241,286,287,291,295,
 296,359
 京都府立図書館 90
 久世上下庄(山城国) 39,42
 久能山東照宮(駿河国) 251,252,300,304,323~
 325,330,333~338,341,352,358,360,362~364
 弘福寺(大和国) 62
 慶賀門(東寺) 40
 講堂(東寺) 48
 光福寺(安国寺 丹波国) 116
 高野山(紀伊国) 68
 国立公文書館内閣文庫 185,300,363,364
 国立史料館(国文学研究資料館史料館 現人間文化研
 究機構国文学研究資料館) 3,6,91,114,185,
 234,241,255,286,289,354

さ 行

埼玉県立浦和図書館 202
 埼玉県立文書館 300,323,325,337,338,352,360,
 363
 三十三間堂(山城国) 116
 聚楽第(山城国) 311
 住吉社(摂津国) 90,286
 誓願寺(山城国) 90
 禅興寺(相模国) 127
 禅昌院(山城国) 212,214,236

た 行

醍醐寺(山城国) 359
 高島郡(近江国) 311
 瀧山寺東照宮(三河国) 252,257,300,337,362,363
 龍田大明神(大和国) 90,286
 太良庄(若狭国) 63
 長勝寺 116
 鎮守八幡宮(東寺) 39
 帝京大学山梨文化財研究所 72
 天龍寺(山城国) 99,112,146,237,275,296,300,
 302,303,310,313,335,336,347,359
 東京帝国大学付属図書館 363
 東寺 191,310,359,361,362
 等持院(山城国) 99,205,212,214,236,310,335
 東寺宝物館 14,28,33,47,49,55,59,61,69,83,84,
 359
 柄(備後国) 130

な 行

南禅寺(山城国) 112,118,123,124,128,131,185,
 212,275,310,313,347
 新見庄(備中国) 65
 二条城(山城国) 90
 二尊院(山城国) 318
 日光東照宮(下野国) 251,252,337,338
 人間文化研究機構国文学研究資料館 241
 人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究
 系 3

は 行

波出御厨(伊勢国)	196
永川神社(武蔵国)	363
平野殿庄(大和国)	63
伏見庄(山城国)	319
宝巖院(山城国)	212, 214, 236
宝蔵(東寺)	40, 42, 54, 58, 59, 62, 64
宝菩提院三密蔵(東寺)	32
鳳来山東照宮(三河国)	337, 363
法隆寺(大和国)	90, 286

ま 行

万寿寺(相模国)	116, 196, 292
御影堂(東寺)	48, 49, 52, 54, 56, 62, 68, 69
御影堂経蔵(西院文庫 東寺)	49, 52, 57, 58, 68
妙蓮寺(山城国)	88~90, 99, 101, 104, 105, 108, 109, 112, 146, 237, 275, 291, 296, 302, 310
無量寿寺(喜多院)東照宮(武蔵国)	250, 251, 296, 300, 337, 338

や 行

矢野庄(播磨国)	42
----------	----

ら 行

靈宝蔵(東寺)	54, 56, 57
---------	------------

◎著者略歴◎

上島 有 (うえじま たもつ)

大正13年(1924)，三重県に生まれる
京都大学文学部史学科(国史学専攻)卒業
京都府立総合資料館古文書課長・大阪電気通信大学教授・摂南大学教授・花園大学教授を経て、現在摂南大学名誉教授，文学博士(京都大学)

主要著書(単著)

- 『京郊庄園村落の研究』(塙書房)
『東寺・東寺文書の研究』(思文閣出版)
『足利尊氏文書の総合的研究』(国書刊行会)
『中世花押の謎を解く―足利将軍家とその花押―』(山川出版社)
『中世日本の紙―アーカイブズ学としての料紙研究―(前編・後編)』(日本史史料研究会)

ちゆうせい がくじよせつ
中世アーカイブズ学序説

2015(平成27)年4月15日発行

定価：本体13,000円(税別)

著者 上島 有
発行者 田中 大
発行所 株式会社 思文閣出版
〒605-0089 京都市東山区元町355
電話 075-751-1781(代表)

装幀 井上二三夫
印刷 株式会社 図書印刷
製本 株式会社 同朋舎

© T. Uejima

ISBN978-4-7842-1542-3 C3021